



■商工会費口座振替及び納入のお願い

先日、ご報告いただきました会費調査書に基づき、ご指定の預金口座から商工会費を**5月27日(月)**に引き落とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

なお、現金納付の方は、**27日**までにお手数でも商工会窓口へご持参下さい。

通常総会 ご出席のお願い

第34回通常総会が下記にて開催されます。商工会の総会は、会社で言えば株主総会にあたる大事な会議ですので、ぜひご出席ください。

1. 日時 令和元年5月15日(水) 15時~
2. 会場 吉川商工会館

※事務連絡員さんを通じて、ご案内しております。

上越市住宅リフォーム促進事業募集のご案内

上越市では、市内経済の活性化と市民の居住関係の向上を図るため、市民が市内の施工業者に発注し、住宅のリフォーム工事を行う場合などに、費用の一部を補助します。平成31年度は消費税率の引上げに伴い、受付を前期と後期に分けて実施します。

①前期受付 平成31年4月15日(月)~5月10日(金)

※工事費用が消費税率8%の方が対象です。

後期受付 令和31年9月17日(火)~10月10日(木)

※工事費用が消費税率10%の方が対象です。

②補助金額 補助対象事業費の20%(上限10万円)

※事業費総額10万円以上が対象となります。

③予算総額 7,500万円(前期分3,800万円、後期分3,700万円)

※申請額が予算額を超えた場合は、抽選となります。

③補助対象者

市税を完納し、市内に居住していること、設置義務がある箇所に住宅用火災警報器を設置していること等。

◆詳細は、総合事務所または商工会にお問い合わせください。



消費税率引上げ&軽減税率制度導入直前! “総まとめセミナー”開催のお知らせ

いよいよ本年10月から消費税引上げと軽減税率制度導入が行われます。新潟県商工会連合会では、次のとおり“総まとめセミナー”を開催します。ぜひ、ご参加ください。

名称	講師	日時	会場
・設備導入編 (キャッシュレス決済、 レジ補助金等)	・中小企業診断士 武田浩昭 氏 ・PayPay(株) 担当者	5月30日(木) 13:30~16:30	ハイブ長岡
		6月3日(月) 13:30~16:30	新潟県商工会館
・飲食・食品関係事業者編 (売上が複数税率となる 事業者向け)	・中小企業診断士 井上 芳 氏	6月11日(火) 14:00~17:00	新潟県商工会館
		6月12日(水) 13:30~16:30	長岡新産管理 センター
・その他業種の事業者編 (売上が複数税率でない 事業者向け)	・中小企業診断士 井上 芳 氏	6月10日(月) 13:30~15:30	新潟県商工会館
		6月13日(木) 13:30~15:30	ハイブ長岡



※詳細は、別添のチラシをご覧ください。お問合せは吉川商工会へどうぞ。

例年、商工会女性部では「花いっぱい運動」として商工会館前と旧役場前の花壇に花を植え、地域の美化に一助しています。今年は、5月7日(火)に整備を行いました。天候に恵まれ、程よく汗ばむ中での作業となりました。部員7名が段取り良く作業を実施し、短時間で作業終了。たいへんお疲れ様でした。



(旧役場の様子)



(作業を終えて、にこやかに記念撮影)



マル経設備資金利子補給

上越市内の13商工会では、今年度も上越市と共にマル経融資の設備資金借入について、利子補給を行います。設備投資(事業用車両の入替も対象です!)を検討されている方は、商工会へぜひご相談ください。

マル経融資利率(H31.4.1現在)	1.21%
上越市と商工会の利子補給	△0.70%
初年度実質金利	0.51%

▼金利のお知らせ

(株)日本金融公庫
 普通 1.16-2.55%
 刃経 1.21%
 産業育成資金
 信保付 1.7-2.20%
 貯蓄共済資金
 信保付 2.75-4.0%
 ※信保付の場合は、市より各種補給があります。随時、受付しています。
 H31.4.1 現在

中小企業の退職金 国の制度が サポートします。

● 中小企業退職金共済制度なら！
 ● 掛金の一部を国が助成します。
 ● 掛金は全額非課税。手数料も不要です。
 ● 社外積立型なので管理が簡単です。
 ● パートタイマーさんも加入できます。

お気軽にお問合せください
(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
 〒170-8055 東京都豊島区東池袋 1-24-1
 TEL (03) 6907-1234 FAX (03) 5955-8211

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増すには、どんなものがあるの？

制度の特長

- 1

経営者のための退職金制度
 小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が休業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2

掛金は全額所得控除
 掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3

受取時も税制メリット
 共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

中小機構 小規模企業共済 検索

TEL: 050-5541-7171 (共済相談室) www.smrj.go.jp/skyosai